

障害福祉サービス（訪問系サービス）における新型コロナウイルス感染症対策の手引き

令和2年8月

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

※本手引きは、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」等を基に作成したものです。また、記載している内容は、令和2年8月時点の情報ですので、今後、変更となる可能性があります。

目次

1	基本的な考え方	1
2	新型コロナウイルス感染症について	1
3	訪問系サービス事業所における感染防止に向けた対応について	2
4	新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の対応について	5
5	感染防止に向けて	14
6	厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」	23
7	厚生労働省事務連絡「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」	60

1 基本的な考え方

障害福祉サービスにおいて、訪問系サービス事業所が提供されるサービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続するうえで欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスを継続的に提供できるようにすることが重要です。

2 新型コロナウイルス感染症について

<感染の仕方>

一般的には飛沫感染，接触感染で感染します。閉鎖した空間で，近距離で多くの人と会話するなどの環境では，咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ，咳，つばなど）と一緒にウイルスが放出され，他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後，その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し，その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると，特に1.密閉空間（換気の悪い密閉空間である），2.密集場所（多くの方が密集している），3.密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場では，感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

世界保健機構（WHO）によると，現時点において潜伏期間は1～14日（一般的には約5日）とされており，また，厚生労働省では，これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて，濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしています。

<一般的な症状と重症化するリスク>

発熱や呼吸器症状が1週間前後つづくことが多く，強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多くなっています。季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなることが報告されています。

罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例も多いことが報告されています。一方、重症度は、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されています。特に、高齢者や基礎疾患をお持ちの方では重症化するリスクが高いことも報告されています。

3 訪問系サービス事業所における感染防止に向けた対応について

(1) 感染防止に向けた取組

感染防止に向けた取組を徹底する観点からは、日頃から以下のような感染防止に向けた取組を行うことが重要です。

【事業所における取組】

(感染対策の再徹底)

- 社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。
- 感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表等の記録を準備しておくこと。
- 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、速やかに本市に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課（以下「医療衛生企画課」という。電話：P62参照）に報告して指示を求めること。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。

【職員の取組】

（感染症対策の再徹底）

- 職員，利用者のみならず，委託業者等，職員などと接触する可能性があると考えられる者を含めて，マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い，アルコール消毒等により，感染経路を断つことが重要であり，「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照のうえ，対策を徹底すること。
- 職員は，各自出勤前に体温を計測し，発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。また，過去に発熱が認められた場合であっても，解熱後24時間以上が経過し，咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお，このような状況が解消した場合であっても，引き続き当該職員の健康状態に留意すること。該当する職員については，管理者等に報告し，確実な把握を行うよう努めること。
ここでいう職員とは，利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく，事務職や送迎を行う職員等，当該事業所のすべての職員やボランティア等を含むものとします。
- 発熱や呼吸器症状により感染が疑われる職員等については，「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和2年5月11日付け厚生労働省事務連絡（P60参照））を踏まえて適切に対応すること。
- 職場はもとより，職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり，換気が悪く，人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。
- 職員が感染源となることのないよう，症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。

【ケア等の実施に当たっての取組】

（基本的な事項）

- サービスを提供する際は，その提供に先立ち，利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい），発熱が認められる場合には，「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（改訂版）」を踏まえた対応について」（令和2年5月11日付け厚生労働省事務連絡（P60参照））を踏まえた適切な相談及び受診を行

うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。

- ・ サービスを行う事業者等は、医療衛生企画課とよく相談したうえで、相談支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討のうえ、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。
- ・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- ・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- ・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行うこと。

4 新型コロナウイルス感染症に感染したものが発生した場合の対応について

訪問系

	定義	(1)情報共有 ・報告等	(2)消毒 ・清掃等	(3)積極的疫学調査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染者	医療機関が特定 ・PCR陽性の者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 主治医及び居宅介護支援事業所に報告 		<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 可能な限り利用者へのケア記録を提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 原則入院 (症状等によっては自治体の判断に従う) 原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断 	
感染が疑われる者	施設等が判断 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける 速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 主治医及び居宅介護支援事業所に報告 	-	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員を特定 	<ul style="list-style-type: none"> 「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける 	
濃厚接触者	保健所が特定 ・適切な防護無しに感染者を看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を行い、保健所の指示に従う 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討することとなる場合には、以下の点に留意 <ul style="list-style-type: none"> ➢基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮 ➢サービス提供時は、保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底。サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫
感染が疑われる者の濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う 発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ※サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は別添のとおり

(1) 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者が発生した場合

【濃厚接触が疑われる者の特定】

事業所においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定してください。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定してください（国立感染症研究所感染症疫学センター・令和2年5月29日版「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」を引用しています。）。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間（※）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

※ 発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱，咳，呼吸困難，全身倦怠感，咽頭痛，鼻汁・鼻閉，頭痛，関節・筋肉痛，下痢，嘔気・嘔吐など）を呈した 2 日前から隔離開始までの間

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内，航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察，看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で，必要な感染予防策なしで，患者（確定例）と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等から患者の感染性が総合的に判断される）。

<新型コロナウイルス感染が疑われる者の例>

息苦しさ（呼吸困難），強いだるさ（倦怠感），高熱等の強い症状のいずれかがある者や，医師が総合的に判断した結果，新型コロナウイルス感染症を疑う者であって，PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。

【濃厚接触が疑われる者が利用者の場合】

事業所等が、医療衛生企画課と相談し、生活に必要なサービスを確保してください。その際、医療衛生企画課とよく相談したうえで、訪問介護等の必要性を再度検討してください。検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意してください。

- ・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行ってください。
- ・ サービスの提供に当たっては、医療衛生企画課とよく相談したうえで、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底してください。具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行ってください（サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点はP14のとおりです。）。

【濃厚接触が疑われる者が職員の場合】

- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、医療衛生企画課の指示に従ってください。
- ・ 発熱等の症状がない場合でも、医療衛生企画課と相談のうえ、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましいです。

(2) 濃厚接触者となった場合

【濃厚接触者が利用者の場合】

事業所等が、医療衛生企画課と相談し、生活に必要なサービスを確保してください。その際、医療衛生企画課とよく相談したうえで、居宅介護等の必要性を再度検討してください。検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意してください。

- ・ 管理者は、当該利用者を介護している職員に情報共有してください。
- ・ 管理者は、当該利用者の相談支援事業所に連絡し、相談支援事業所から利用者が利用しているサービスの事業所へ情報提供してもらうよう依頼してください（セルフプランの方の場合は、区役所・支所障害保健福祉課へ依頼して

ください。)

- ・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行ってください。
- ・ サービスの提供に当たっては、医療衛生企画課とよく相談したうえで、その助言を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底してください。具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行ってください（サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点はP14のとおりです。）

【濃厚接触者が職員の場合】

- ・ 自宅待機を行い、医療衛生企画課の指示に従ってください。
- ・ 当該職員は、管理者へ報告してください。
- ・ 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、医療衛生企画課の指示に従ってください（※）。

※PCR 検査結果が陰性であっても、濃厚接触者については原則2週間の健康観察と自宅待機が要請されます。

（PCR検査について）

院内感染、高齢者福祉施設内感染、家庭内感染を封じ込め、早期収束に向けて以下の本市独自のPCR検査の新基準を設けています。

○病院・福祉施設関係

患者・入居者・スタッフの中で一人でも陽性者が発生した場合、施設の構造やスタッフの動線を考慮しつつ、接触の可能性のある方については、症状の有無に関わらず、また、複数回の検査も含め、患者・入居者・スタッフ全員直ちにPCR 検査を行う。

○家庭

症状の有無にかかわらず、複数回の検査も含め、同居家族全員、接触の可能性のある親族全員に直ちにPCR 検査を行う。

○職場

クラスターを発生させないとの考えの下、上記に準じた対応を行う。

(3) 感染が疑われる者が発生した場合

【感染が疑われる者が利用者の場合】

- 利用者等（本人もしくは家族等）から連絡等を受けた事業所等は、医療衛生企画課へ電話連絡し、指示を受けるとともに、利用者等に次のことを伝えてください。
 - ・主治医に電話相談すること。
 - ・主治医のいない場合は、京都市新型コロナウイルス感染症専用電話窓口、帰国・接触者相談センター（電話：P 6 2 参照）に電話連絡すること。
 - 管理者は、事業所内に周知をするとともに、利用者を介護していた職員の健康状態確認・観察を行うとともに、自宅待機指示等も検討してください。
 - 管理者は、当該利用者の相談支援事業所に連絡し、相談支援事業所から利用者が利用しているサービス事業所へ情報提供してもらうよう依頼してください（セルフプランの方の場合は、区役所・支所障害保健福祉課へ依頼してください。）。
 - 管理者は、本市障害福祉推進室へメール又は電話で連絡してください。
- ※障害保健福祉推進室のホームページ上（P 6 2 参照）に新型コロナウイルス感染症に感染した方やPCR検査の対象となった方が確認されたときの報告についての報告様式（P 6 2 参照）を掲載しています。
- メールアドレス・電話：P 6 2 参照
- サービス提供については、事業所等が、医療衛生企画課と相談し、必要な指示を受けてください。
 - P 6 の「(1)感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者が発生した場合」のとおり、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定し、必要な対応をとってください。

【感染が疑われる者が職員の場合】

- 自宅待機を行い、職員の主治医に電話相談してください。
- 主治医のいない場合、職員は京都市新型コロナウイルス感染症専用電話窓口、帰国者・接触者相談センター（電話：P 6 2 参照）に電話連絡してください。

- 事業所内での情報共有のため、職員は速やかに管理者等に報告してください。
- 職員が介護をしていた利用者もしくは家族に連絡してください。
- 管理者は、相談支援事業所に報告するとともに、障害保健福祉推進室へメール又は電話で連絡してください（利用者の場合と同様です。）。
- P6の「(I)感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者が発生した場合」のとおり、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定し、必要な対応をとってください。

(4) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合（PCR検査で陽性となった場合）

【感染した者が利用者の場合】

<事業所内での感染拡大防止のための初動対応>

- 利用者の感染が判明した場合、原則入院することとなります。
- 陽性であることが判明した日から、事業所内の消毒及び濃厚接触者の特定に必要な期間（3日～）は休業してください。
- 濃厚接触していた事業所職員及び利用者の医療衛生企画課による特定に協力してください。
- 「陽性確定利用者が、感染が疑われる症状がみられて以降に、事業所に来ていた」「事業所職員が濃厚接触していた」等によって必要な場合は、事業所内の消毒を行ってください。
- 濃厚接触していた事業所職員は、陽性確定利用者の最終利用日の翌日から14日間自宅待機し、健康観察を行ってください。
- 障害保健福祉推進室から管理者等の責任者に電話連絡できるように連絡体制を確保してください。
- 濃厚接触の有無にかかわらず、事業所職員は、不要不急の外出や会議・イベントへの参加等を自粛してください。
- 陽性確定利用者に感染が疑われる症状がみられて以降に、濃厚接触事業所職員及び陽性確定・濃厚接触利用者に接触した他事業所の職員を特定してください。

<関係機関への情報提供>

- 医療衛生企画課に報告し、疫学調査等に協力してください。
 - 障害保健福祉推進室に、事故報告（感染症発生時報告）を速やかに行ってください（報告様式等は障害保健福祉推進室のホームページ（P62参照）に掲載しています。）。
 - 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に連絡して説明し、次のことへの協力を依頼してください（セルフプランの方の場合は、区役所・支所障害保健福祉課へ依頼してください。）。
 - ・陽性確定利用者に感染が疑われる症状がみられて以降に、自身が、濃厚接触事業所職員及び陽性確定・濃厚接触利用者に接触していないかを確認すること。
 - ・代替サービスの要否を検討すること。
 - ・利用者のサービス提供を行っている他事業所に連絡して事情を説明すること。
- ※原則として、入院治療が行われます。入院期間中の介助については、基本的に医療機関が対応することになりますが、個々の状況に応じて、医療衛生企画課と医療提供体制の相談をしていただくことになります。

【感染した者が職員の場合】

<事業所内での感染拡大防止のための初動対応>

- 職員の感染が判明した場合、原則入院することとなります（症状等によっては、自治体の判断に従うこととなります。）。
- 陽性であることが判明した日から、事業所内の消毒及び濃厚接触者の特定に必要な期間（3日～）は休業してください。
- 陽性確定職員の最終出勤日の翌日から14日間は、可能な限り、利用者へのサービス提供を休止する。通所系サービス事業所を併設している場合、陽性確定職員の最終出勤日の翌日から14日間休業する。入所施設・居住系事業所については、当該施設で陽性確定者が出た場合に準じて、感染拡大防止対策を徹底してください。
 - ⇒法令等に規定はなく、最終的には事業者判断となります。
- 濃厚接触していた事業所職員及び利用者の医療衛生企画課による特定に協力してください。

- 濃厚接触していた事業所職員及び利用者は、陽性確定職員の最終出勤日の翌日から14日間自宅待機し、健康観察を行ってください。
障害保健福祉推進室から管理者等の責任者に電話連絡できるように、連絡体制を確保しておいてください。
- 濃厚接触の有無にかかわらず、事業所職員は、不要不急の外出や会議・イベントへの参加等を自粛してください。
- 陽性確定職員に感染が疑われる症状がみられて以降に、事業所職員及び濃厚接触利用者に接触した他事業所の職員を特定してください。

<関係機関への情報提供>

- 医療衛生企画課に報告し、疫学調査等に協力してください。
- 利用者及び家族に連絡して説明を行ってください。
- ※利用者及び家族に対して、利用者に発熱や咳などの症状が出た場合は「京都市新型コロナウイルス感染症専用電話窓口、帰国者・接触者相談センター（電話：P62参照）」へ相談するように伝えてください。
- 障害保健福祉推進室に事故報告（感染症発生時報告）を速やかに行ってください。
- 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に連絡して説明し、次のことへの協力を依頼してください（セルフプランの方の場合は、区役所・支所障害保健福祉課へ依頼してください。）。
 - ・陽性確定職員に感染が疑われる症状がみられて以降に、自身が事業所職員に接触していないかを確認すること。
 - ・代替サービスの要否を検討すること。
 - ・利用者のサービス提供を行っている他事業所に連絡して事情を説明すること。

<代替サービスの要否の検討>

- 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（セルフプランの方の場合は区役所・支所障害保健福祉課）と連携し、濃厚接触利用者について、家族や親族の介護力、インフォーマルサービスの利用などの可能性や代替サービスの必要性を検討してください。
- 感染拡大・クラスター発生防止の観点から、新たな接触者を増やさないよう、介護サービス等を一時的に利用しなくても、当面、生活を維持できると判断される利用者には、陽性確定職員との最終接触日の翌日から14日

間は他の障害福祉サービス等も利用せずに自宅待機していただくように要請してください。

○代替サービスが必要な利用者（上記対応が不可の場合 については、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（セルフプランの方の場合は区役所・支所障害保健福祉課）と調整のうえ、当該事業所において代替サービスを提供することを検討し、可能な場合は提供してください。

○当該事業所において代替サービスを提供できない場合は、同一法人内をはじめ、他の事業所に協力を要請してください。

※感染拡大・クラスター発生防止の観点からは、新たな接触者を増やさな
いよう、他の事業所の職員の関与を最小限に抑える必要があることに留意
してください。

5 感染防止に向けて

<サービス提供に当たっての留意点>

- ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。
- ・濃厚接触が疑われる者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。
- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。
ただし、やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・訪問時には、換気を徹底する。
- ・濃厚接触が疑われる者のケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・サービス提供開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗い又は消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

<個別のケア等の実施に当たっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意してください。

①食事の介助等

- ・食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、又は、洗剤での洗浄を行う。
- ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

②排泄の介助等

- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、マスク、使い捨てエプロンを着用する。

③清潔・入浴の介助等

- ・介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む。）については、原則清拭

で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

④環境整備

- ・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。医療衛生企画課の指示がある場合は、その指示に従うこと。

＜正しい手洗いの方法＞

以下の手順で、30秒以上、石けんを用いて流水で行いましょう。

- ① 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこすります。
- ② 手の甲を伸ばすようにこすります。
- ③ 指先とつめの間を念入りにこすります。
- ④ 両指を組み、指の間を洗います。
- ⑤ 親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをします。
- ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。

* 年齢の低い子どもには手洗いが難しいので、保護者や保育士、年上の子どもと一緒に洗う、手本を示すなどして、少しずつ手洗いを覚えさせていきましょう。

図4 手洗いの順序



(参考：厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」)

対象物による 消毒方法対象	消毒方法
手指	<ul style="list-style-type: none"> ・エタノール含有消毒薬：ラビング法（30秒間の擦式） ワイピング法（拭き取り法） ・スクラブ剤による洗浄（消毒薬による30秒間の洗浄と流水）
嘔吐物，排泄物	<ul style="list-style-type: none"> ・嘔吐物や排泄物や吐物で汚染された床は，手袋をして0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
差し込み便器 (ベッドパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・熱水消毒器（ベッドパンウォッシャー）で処理（90℃1分間） ・洗浄後，0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理（5分間）
リネン・衣類	<ul style="list-style-type: none"> ・熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し，洗浄後乾燥させる。 ・次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）浸漬後，洗濯，乾燥させる。
食器	<ul style="list-style-type: none"> ・自動食器洗浄器（80℃10分間） ・洗剤による洗浄と熱水処理で十分である。
まな板，ふきん	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤で十分洗い，熱水消毒する。 ・次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）に浸漬後，洗浄する。
ドアノブ，便座	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒用エタノールで清拭する。
浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋を着用し洗剤で洗い，温水（熱水）で流し乾燥させる。
カーテン	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に感染の危険性は低い。洗濯する。 ・体液等が付着したときは，次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。

（参考）

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）88ページ抜粋

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

(参考)

厚生労働省「社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.001% (数十個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

【注意】

- ・家事用手袋を着用して行ってください。
- ・金属は腐食することがあります。
- ・換気をしてください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。

(参考)

厚生労働省「社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」

(参考) 感染防止に関する動画配信について

厚生労働省において、訪問介護事業所等の職員が居宅を訪問してサービスを提供する際に留意すべき感染防止策について、具体的な場面を想定し分かりやすくお伝えするため、以下の動画が配信されています。各事業所で職員に積極的に周知いただくとともに、研修等に御活用ください（高齢者介護向けの動画とはなっていませんが、感染防止策としては障害福祉サービスと共通する内容です。）。

- ・タイトル：「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」
- ・内容：
 - 1 あなたが利用者宅にウイルスをもちこまない
 - 2 あなたと利用者がウイルスをやりとりしない
 - 3 あなたがウイルスをもちださない
- ・動画掲載先：厚生労働省 YouTube（MHLWchannel）

また、様々な感染症への対策を詳細にまとめた前掲の「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」（厚生労働省研究事業・2019年3月改訂版）も厚生労働省のホームページからダウンロードできます（URLは以下のとおり）。上記の動画と併せて御活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

(参考) 衛生用品の例外的取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドについては、依然として、確保が難しい状況にあります。厚生労働省から医療機関等向けとして、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いが示され、社会福祉施設等においても必要に応じて参照することと通知されています（本手引きは訪問系サービス事業所向けであるため、関係部分を一部抜粋しています。また、介助において実施しない行為も一部含まれています。）。

「長袖ガウン（アイソレーションガウン・長袖のプラスチックガウン等）」について

以下の場合に優先して使用するなど、使用機会に優先順位を設けること。

- ・血液など体液に触れる可能性のある手技。
- ・エアロゾルが発生するような手技（気道吸引，気管内挿管，下気道検体採取等）
- ・患者の体位交換や車いす移乗など，前腕や上腕が患者に触れるケアを行う時（長袖ガウン不足時は袖のないエプロン可）
（※袖のないエプロン使用時であっても，手指・前腕の適切な洗浄・消毒を行うことで感染予防が可能である）

「ゴーグル及びフェイスシールドについて」

○複数の患者を診察する場合には，同一のゴーグルやフェイスシールドを継続して使用すること（※「ゴーグル及びフェイスシールドの継続使用に係る注意点」参照）。

※ゴーグル及びフェイスシールドの継続使用に係る注意点

- ・目に見えて汚れた場合は，洗浄及び消毒を行うこと。
- ・一度外した場合には，再度装着する前に洗浄及び消毒を行うこと。
- ・ゴーグルやフェイスシールドが損傷した場合（ゴーグルやフェイスシールドがしっかりと固定できなくなった場合，視界が妨げられ改善できない場合など）は廃棄すること。
- ・ゴーグルやフェイスシールドを外す必要がある場合は，患者のケアエリアから離れること。

○使い捨てのゴーグルやフェイスシールドについても再利用すること。再利用の際には，適切な洗浄及び消毒を確実にすること（※3「ゴーグル及びフェイスシールドの洗浄及び消毒方法」参照）。

※ゴーグル及びフェイスシールドの洗浄及び消毒方法

洗浄及び消毒方法についてはメーカーへ問い合わせ，その推奨方法とすることが基本であるが，方法が不明な場合は，以下の手順を参考とすること。

- ① 手袋を装着したままの状態，ゴーグルやフェイスシールドの内側，次に外側を丁寧に拭くこと。
- ② アルコール又は0.05%の次亜塩素酸を浸透させたペーパータオルやガーゼ等を使用して，ゴーグルやフェイスシールドの外側を拭くこと。

- ③ 0.05%の次亜塩素酸で消毒した場合，ゴーグルやフェイスシールドの外側を水又はアルコールで拭き，残留物を取り除くこと。
- ④ 清潔な吸収性タオルを用いて吸水することなどにより，良く乾燥させること
- ⑤ 手袋を外した後は，手指の衛生を行うこと。

「防護具がなくなったときの代替品について」

○長袖ガウン

体を覆うことができ，破棄できるもので代替可（カッパなど）。撥水性があることが望ましい。

○ゴーグル及びフェイスシールド

目を覆うことができるもので代替可（シュノーケリングマスクなど）